

声 明 文

2004年(平成16年)12月17日
明石花火大会歩道橋事故遺族原告団
団 長 下 村 誠 治

本日、神戸地方裁判所第2刑事部は、明石市民夏まつり花火大会朝霧歩道橋事故に関する刑事事件について、判決の言い渡しを行いました。

あの悲しい事故から既に3年以上もの月日が流れましたが、悲しみはなお癒えることはありません。私達遺族は、花火大会という誰もが安心して楽しめるはずの行事で、なぜあのような雑踏事故が発生したのか、事故の原因を解明し、責任の所在を明確にするとともに、今後の雑踏事故の再発防止を強く望み今日まで活動をして参りました。このような思いで刑事公判を傍聴してきた私達にとっては、被告人らの刑の重い軽いではなく、事故原因の解明・特に組織全体や組織のトップの責任にどこまで迫っているかにこそ、最大の関心がありました。

そこで、事故原因の解明と責任の所在の明確化という観点から今日の判決を見た場合、残念ながらやはりなお不十分であると評価せざるを得ません。

判決文中には、事前の計画段階の問題点の指摘とそれに関する被告人ら個人の責任への言及はあったものの、やはり本件事故当日の現場担当者たる被告人個人の行動に過失があったか否かに比重が置かれているために、明石署・明石市・警備会社がなぜ組織体として本件事故を防げなかったのか、むしろなぜ本件事故を引き起こしてしまったのかという視点、特に明石署署長や県警本部、明石市長などの組織のトップの責任という視点、雑踏事故防止の要諦として、雑踏警備の実務では最も重要であるとされている事前の雑踏警備計画策定段階の過失の有無という視点からの切り込みが、なお不十分であると批判せざるを得ず、本件雑踏事故の原因解明と責任の所在の明確化が本判決で達成されたとはやはり評価できません。この点が私達遺族にとって、一番残念なところです。

このように、本件判決が本件雑踏事故原因解明にとって不十分なものとなってしまったのは、そもそも神戸地検が明石署元署長永田裕、明石署元副署長榊和暁を不起訴とし、公訴事実を当日の現場担当者の現場での過失に限定をしたことに原因があります。特に神戸地検は警察の責任を金澤元地域官一人に押しつけて、永田元明石署長・榊元明石署副署長らを免罪してしまいました。また、この様な起訴・不起訴の判断は、事前の計画段階を重視する雑踏警備の実務に照らし、あまりに本質を誤ったものであり、事故の原因解明から目をそらすものでありました。本件事故の主要な原因は杜撰な雑踏警備計画にあったことは明らかです。その計画段階の最高

責任者の刑事責任の有無を問わないこの刑事裁判は、私達の目には正に「主犯格無き裁判」としか映りませんでした。私達の申立に対し神戸検察審査会は「起訴相当」という重い議決をしましたが、神戸地検はこの議決を踏みにじり再度永田明石署元署長・榊明石署元副署長を不起訴処分としました。これについての検察庁による説明は、私達を納得させるものではなく、むしろ遺族や市民代表の声を踏みにじってまで何故永田明石署元署長らを擁護するのかと、私達は検察庁にぬぐいがたい不信感を抱きました。今回の判決においても検察が事前の計画段階の過失を訴因からはずしたことについて冒頭において疑問を呈するという異例の言及があり、また永田明石署長・榊副署長の準備段階及び当日の過失責任を事実上認める言及も存し、神戸地検の起訴姿勢を裁判所が事実上批判したものとと言えます。今回の判決が事実解明にとって不十分なものとなってしまった責任は神戸地検の本件事件に対する歪んだ姿勢にあると考えています。

ところで、刑事公判を通じて私達遺族は、意見陳述等を実現し、また膨大な刑事記録を入手して、それを民事訴訟に利用することができる、また神戸地検よりそれなりの経過報告を受ける機会を得るなど一定の参加ができましたが、依然として犯罪被害者は刑事手続においては「蚊帳の外」におかれている存在であると痛感しました。特に私達遺族の声を代弁してくれるはずの検察官が、現場担当者の当日の過失に限定した起訴をしてしまった本件では、刑事公判が事故原因究明に届かないまま終結していく過程を、ただ傍聴席から眺めているしかできなかったのです。近時犯罪被害者が提唱しているように、刑事手続に犯罪被害者が主体的に関与できる制度が必要であると感じました。今後、他の事件事故遺族と協力しながら、犯罪被害者の刑事手続への主体的な関与への道を拓けていく運動をしたいと考えています。また、本件のように警察が加害者となる事件において、身内である警察・検察庁では十分な捜査がなされないことから、警察が加害者となる事件における刑事捜査の在り方についても再検討が必要であると感じました。

なお被告人らに対してですが、5名の被告人ら、特に金澤元地域官には、今からでも遅くないのでまだ明らかにされていない真実を全て洗いざらい語って頂きたい、ということだけを述べておきたいと思います。

私達の活動にとって今日の判決の言い渡しは一つの通過点に過ぎません。事実を解明し再発を防止するという私達の活動は止まることはありません。現在、私達が提起した民事訴訟が神戸地方裁判所に係属していますが、この訴訟を通じて事件の本質を明らかにし、それに沿った判決を獲得することに向けて、全精力を傾注していきたいと決意しておりますので、皆様のより一層の御支援を宜しくお願い申し上げます。

以 上